

医療・介護融合機関サービスの質向上行動の展開に関する通知

国衛弁老齡函〔2020〕974号

＜ご利用にあたって＞

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和国事務所

(中国語資料原文 URL)

<http://www.nhc.gov.cn/ljks/zcwj2/202012/e0566a46c0524e37b67edef06eb0256e.shtml>

各省・自治区・直轄市及び新疆生産建設兵団の衛生健康委員会、中医薬局：

医療・介護融合の発展をさらに推進し、医療・介護融合サービスの質の継続的向上を図るため、国家衛生健康委員会及び国家中医薬局は医療・介護融合機関サービスの質向上行動の展開を組織することを決定した。ここに関連事項を以下の通り通知する。

一 全体要求

中国共産党中央委員会、国務院の医療・介護融合業務に関する意思決定及び施策のさらなる実施・貫徹に努め、高齢者のニーズに基づいて行動するという方針を堅持し、医療・介護融合サービスの質を向上させることを本行動における出発点及び足掛かりとし、職責と分担に基づいて、医療・介護融合機関の医療・衛生サービスの質に影響を及ぼす、顕在化している問題を解決し、高齢者を対象に安全かつ規範化された、良質な医療・衛生サービスを提供し、実情に即して高齢者の満足感及び満足度を引き上げることに注力する。

二 主要目標

2021 年末までに、医療・介護融合サービス関連の制度、基準・規範をほぼ構築し、医療・介護融合機関の医療・衛生サービス能力を持続的に向上させ、医療・衛生サービスの質を高める。

2022 年末までに、医療・介護融合サービスの質基準及び評価体系の構築を基本的に完成し、医療・介護融合機関の医療・衛生サービスの能力及びその質を顕著に向上させる。

三 重点内容

(一) 医療・介護融合機関の医療・衛生サービスの質に対する検査を全面的に展開する。全国規模で各種医療・介護融合機関の医療・衛生サービスの質に対する検査を全面的に展開し、存在する問題と不十分な点を見出し、是正の方向性及び内容を明確にし、医療・介護融合機関の医療・衛生サービスの質向上を推進する。

(二) 医療・介護融合機関内部の医療・衛生サービスを規範に沿って実施する。医療・介護融合機関が、各医療管理に関連する法律・法規、規範性文書及び基準を厳格に実行し、各医療の質の安全管理における中核となる制度を確実に実施し、関連要求に基づいて診療科、人員及び施設・設備を設定・配置し、医療・介護融合機関の医療・衛生サービスの規範に沿った実施を推進する。

(三) 医療・介護融合機関のサービス及び管理に関連する制度及び基準を確実に実施し、必要に応じて改善する。「医療・介護融合機関サービス指針(試行)」及び「医療・介護融合機関管理指針(試行)」等の関連指針に基づき、サービスに対する管理を強化する。各地方行政が実情を踏まえて医療・介護融合に関連するサービス管理制度及び基準・規範を改善することを奨励する。

(四) 医療・介護融合人材チームの構築を強化する。医療・介護融合機関の管理者、医療・衛生専門技術者、ヘルパー等の人材チームの能力構築を強化し、育成及び研修にさらに注力する。医療スタッフが医療・介護融合機関で業務にあたることを奨励し、人材の異動による業務支援を促進する。全国で医療・介護融合人材の能力向上研修プロジェクトを実施し、医療・介護融合機関の管理及びサービスを担当するスタッフを対象に継続的な教育を提供する。

(五) 医療・介護融合機関の情報システム構築を強化する。情報技術によるサポートを強化し、全国の医療・介護融合管理情報システムを改善し、医療・介護融合監視業務を継続的に展開する。国家老齡健康医療・介護融合遠隔協力サービスの試行対象を拡大し、高齢者が医療・介護融合機関にいながらにして遠隔診療・指導、オンライン再診等のサービスを受けられるようにする。

(六) 医療・介護融合機関の常態化型感染症発生・流行予防及び伝染病予防業務を強化する。医療・介護融合機関の新型コロナウイルス感染症による肺炎に対する日常的な予防体制を強化し、感染症の発生・流行予防に関連する施策及び業務規範、指針を厳格に実施し、分担及び責任区分を明確にし、実情に即して感染症の発生・流行予防の各措置を実施するよう指導する。医療・介護融合機関における感染管理及び伝染病予防業務を強化し、院内感染リスクの排除に努める。

四 業務の手配

医療・介護融合機関サービスの質向上行動は 2020 年より実施を開始し、対象期間は三年とし、毎年、「全面的自主検査―是正・精査―総括・高度化」という手順に沿って業務を展開していく。

(一)全面的自主検査。各省級衛生健康委員会は中医薬局とともに行動プランの制定を主導し、業務要求を明確にする。行動プランに基づいて、各市級衛生健康委員会は、管轄する県級衛生健康行政部門とともに管轄区域内の全ての医療・介護融合機関が真摯に自主検査を展開するよう手配する。

(二)是正・精査。各医療・介護融合機関は、自主検査の状況を踏まえ、発見した問題を真摯に是正しなければならず、直ちに是正可能なものは直ちに是正し、直ちに是正できない場合は是正計画及びその期限を明確にしなければならない。各医療・介護融合機関は「医療・介護融合機関サービスの質自主検査是正報告表」(付属文書 1 を参照)に記入し、現地の県級衛生健康行政部門に自主検査の結果及び是正状況を報告する。市級衛生健康行政部門は機関の自主検査・是正を基盤として、管轄する県級衛生健康行政部門が医療・介護融合機関に対して精査を行うよう指導し、発見した問題に対して分類の上指導を行い、是正に対する督促を実行しなければならない。法律、規律、規定に違反している機関に対しては、法律、規律、規定に則って処置をとる。

(三)総括・高度化。各省級衛生健康委員会は中医薬局とともに適時、ランダムサンプリングによる抜き打ち検査を展開し、行動の実施状況について全面的な総括を行い、その地区の総括報告を作成し、「医療・介護融合機関サービスクオリティ向上行動総括報告表」(付属文書 2 を参照)に記入の上、毎年 10 月末までに国家衛生健康委員会に送付しなければならない。国家衛生健康委員会は専門家が抜き打ち検査・評価を展開するよう組織し、毎年の抜き打ち検査・評価内容にそれぞれ重点を置くようにする。

五 業務要求

(一) 特別に重視し、真摯に組織する。各級衛生健康行政部門及び中医薬主管部門は、当該業務を特別に重視し、医療・介護融合機関サービスの質向上行動を年度重点業務と位置づけ、施策の手配を行い、業務保障を強化し、各業務を実施し、事業実施の効果が確実に得られるようにしなければならない。また、医療・介護融合機関の医療・衛生サービスの質管理を医療の質管理体系の中に組み入れ、関連規約及び規範に基づいて厳格に実施することにより、医療・衛生サービスの質及び安全性を確実に保証する。

(二) 全面的な徹底調査を行い、是正・高度化する。各県級衛生健康行政部門は当該地区の医療・介護融合機関に対し逐一精査を行い、発見した問題について台帳を作成し、是正を督促しなければならない。自主検査及び是正業務においては事実に即した問題の処理という原則を堅持するものとし、虚偽の報告・是正を厳禁する。自主検査で発見された共通の問題については、統一的に研究・解決にあたるものとする。新型コロナウイルス感染症による肺炎等の感染症の発生・流行の影響を考慮し、各省級衛生健康委員会には 2021 年 2 月 3 日までに 2020 年分の総括報告及び総括報告表を国家衛生健康委員会宛に提出するよう要請する。

(三) 成果を確実に定着させ、広報・普及を図る。各級衛生健康行政部門は、行動の中で発見した優れた経験及び方法を真摯に総括し、その広報・普及に努めなければならない、これらの関連状況については、速やかに国家衛生健康委員会に報告するよう要請する。

国家衛生健康委員会老齡健康司連絡先:王紅旗、曹群

電話番号:010-62030764、62030676

Eメールアドレス:caoqun@nhc.gov.cn

国家中医薬局医政司連絡先:柯曉霞、薛静怡

電話番号:010-59957767、59957815

Eメールアドレス:yizhengsizonghechu@satcm.gov.cn

付属文書:

- 1.医療・介護融合機関サービスの質自主検査是正報告表
- 2.医療・介護融合機関サービスの質向上行動総括報告表

国家衛生健康委員会弁公庁

国家中医薬局弁公室

2020年12月3日

医療・介護融合機関サービスの質自主検査是正報告表

___省(区・市) 市(区)___県(市・区) 記入・報告機関(署名・捺印): _____
 記入者: _____ 電話番号: _____ 記入日: ___年___月___日

医療・介護融合機関に関する基本状況			
機関の名称:			
医療ベッドの数:	在宅医療ベッドの数:	前年度の医療ベッドの数:	同 在宅医療ベッドの数:
医療・介護融合機関内の医療・衛生機関に関する基本状況			
医療機関のタイプ:	<input type="checkbox"/> 総合病院 <input type="checkbox"/> 専門病院(リハビリ医院含む) <input type="checkbox"/> 護理院 <input type="checkbox"/> 漢方医病院 <input type="checkbox"/> 基層医療・衛生機関 <input type="checkbox"/> その他(記入してください): _____		
医療機関の登録タイプ:	<input type="checkbox"/> 公立機関 <input type="checkbox"/> 非公立機関		
医療機関の等級:	<input type="checkbox"/> 三級病院 <input type="checkbox"/> 二級病院 <input type="checkbox"/> 一級病院 <input type="checkbox"/> 等級なし		
医療保険加入状況:	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入		
医療・介護融合機関内の養老機関に関する基本状況			
養老機関のタイプ:	<input type="checkbox"/> 老人ホーム(敬老院) <input type="checkbox"/> デイケアセンター(養老ステーション等を含む)		
養老機関の経営方式:	<input type="checkbox"/> 公弁民営 <input type="checkbox"/> 公建民営 <input type="checkbox"/> 私立民営 <input type="checkbox"/> その他(記入してください) _____		
番号	自主検査の内容	自主検査状況	是正状況
一 医療・介護融合機関に対する基本要求の実施			
1	医療機関は相応の資格を備えている。		

2	医療機関の診療科設置、人員の配備、施設・設備の配備、薬品の配備は、医療機関のタイプに基づいて対応する各種医療機関の基本基準に適合している。		
3	衛生専門技術者は規定及びニーズに基づいて配備されており、相応の就業資格を持ち、就業範囲の中で勤務にあたっている。		
4	建築設計は「医療機関基本標準」、「高齢者ケア施設建築設計標準」等の要求に適合している。高齢者向け施設としての改造を行い、関連施設・設備は高齢者向け施設としての要求に適合している。		
二 医療・介護融合機関のサービス及び管理に関連する制度の実施			
5	医療・衛生サービスにおいて、関連法律・法規、規範性文書及び強制性標準を厳格に遵守し、各医療の質・安全管理の基本的制度を徹底的に適用し、相応の人員管理サービス基準及び管理規範を制定し、医療・衛生の安全性を確実に保証している。		
6	「院内感染管理弁法」及び院内感染コントロール業界標準の要求に基づき、機関内感染の予防及びコントロール活動を強化している。漢方医療技術の実施において「漢方医療技術関連性感染予防及びコントロール指針(試行)」の要求に適合している。専任スタッフを置き機関内感染のコントロールの任に当たらせるとともに、機関内感染を防止する各措置を実施している。		
7	薬品の購入、保管、調剤、使用は「中華人民共和国薬品管理法」等の規定に適合している。		
8	適正な医療機器設備取り扱い規定、修理・保守制度を構築し、厳格に取り扱い規定に基づいて使用し、定期的に修理・保守、自主検査を行い、適切に記録している。		
9	相応の安全管理体系及びリスク予防制度を構築し、潜在的危険に対して予防を行っている。非常事態時の緊急対応マニュアルを作成し、転倒、ベッドからの転落、食べ物による気道閉塞、誤嚥、やけど、食中毒等の事件に対し、明確な予防制度及び措置並びに緊急対応フロー及び報告制度を有している。		
10	国家基準、業界基準に基づき、消防部門の関連要求に適合し、消防施設・設備を配備し、日常的な消防安全管理要求を実施し、定期的に安全生産検査を行っており、重大な火災を引き起こしうる潜在的危険は存在しない。		
三 医療・介護融合関連サービス提供における規範化			
11	「医療・介護融合機関サービス指針(試行)」に基づいて具体的なサービスフローを制定し、医療と介護の連動メカニズムを構築している。		
12	定期的に高齢者の健康知識講座を開催し、高齢者の健康科学知識を普及させている。高齢者を対象に環境適応、感情の緩和、メンタルサポート、危機介入、気持ちのコントロール支援等の心理・精神的支援サービスを提供している。		
13	高齢者健康ファイルを作成し、自ら又はその他医療機関が提供するよう手配することにより、毎年1度高齢者に健康診断サービスを提供している。		

14	公布済みのクリニカルパス及び関連する診療指針を参照して、高齢者を対象に一般的な疾患、よくかかる病気に対する診療サービスを提供している。		
15	「高齢者介護実践指針(試行)」を参照して介護サービスを提供している。「常用リハビリ治療技術操作規範(2012年版)」の関連要求に基づいてリハビリサービスを提供している。		
16	医師の処方に基づいて高齢者に薬品を提供し、高齢者のために手配した麻酔薬、向精神薬等の専用処方及び専用帳簿の管理は関連規定に適合している。		
17	エリアの区分は科学的・合理的で、機関内の医療廃棄物の集積所と治療エリアを分けている。		
18	「医療機関管理条例」、「医療機関カルテ管理規定」、「漢方医病例表記基本規範」、「漢方医処方フォーマット及び表記規範」等の要求規範に基づいてカルテを記入、保存、使用しており、カルテ記録の合格率は100%であり、発行している医師の指示、処方の合格率は95%以上である。		
19	「医療スタッフ手指衛生規範」の要求に適合している。		
20	高齢者に対し、食べ物による気道閉塞、食品・薬品の誤食、褥瘡、やけど、ベッドからの転落、転倒、傷害及び自傷、失踪、文化・娯楽活動でのアクシデント等の方面での安全リスク評価を展開し、予防措置、応急処置フロー及び報告制度を明確にしている。認知症高齢者の入所する機関の場合、適切に安全防護措置を行っている。		
21	医療・介護融合サービス関連基準・規範の要求に適合しており、サービスの連携は秩序立てられたものであり、厳格に医療・衛生機関の入出所基準に基づいて転換を行っている。		
22	高齢者の健康管理は科学的かつ規範化されており、高齢者のⅡ度(ステージⅡ)以上の褥瘡の機関内の新規発生率は5%未満である。		
四 医療・介護融合機関の管理及びサービススタッフ能力の向上			
23	定期的に医師の道徳・気風、人文理念教育を展開し、人間本位で、高齢者を尊び、愛し、敬うサービス理念を樹立している。		
24	医療スタッフは「医療機関従業員行為規範」を遵守し、医療ヘルパー等のサービススタッフは国の法律・法規及び業界基準・規範等の関連要求を遵守している。		
25	職業評価、専門技術研修及び継続的な医学教育等の業務を適切に行い、等級・タイプ別に、専門技術者及びサービススタッフに対し、専門技能研修及び安全常識研修を行っている。		
26	定期的に医療スタッフに「三基三厳(基本理論・基本知識・基本技能、厳格な要求・厳格な組織、厳格な仕事)」に関する研修を行い、「三基」の審査において全員が基準に達している。		
五 医療・介護融合機関の情報化構築の強化			

27	情報システムの構築を強化し、医療・介護融合機関内の高齢者情報の相互連結、共有及びネットワーク医療を実現し、サービスの質及び効率向上に努めている。		
六 感染症の発生・流行予防及び伝染病予防業務の適切な常態化			
28	新型コロナウイルス感染症による肺炎等の感染症の発生・流行予防及び伝染病予防関連施策及び業務規範、指針を厳格に実行し、防止対応マニュアルを制定し、分担及び責任区分を明確にしている。対外診療サービスを展開している機関の場合、一次医療・応急診療の事前検査・トリアージ管理の改善に努め、発熱外来の管理及び感染防止を強化し、医療スタッフ及び入所する高齢者向けの防護作業を適切に行い、院内感染リスクの排除に努めている。		
29	「伝染病防止法」、「医療機関内新型コロナウイルス感染予防及びコントロール技術指針」及び「養老機関における新型コロナウイルス感染症による肺炎等の感染症の発生・流行予防指針」等の法律・法規及び関連規定に厳格に基づき、新型コロナウイルス感染症による肺炎等の感染症の発生・流行予防及び伝染病予防業務を適切に行っている。		
30	機関内で発熱している又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる高齢者又は業務スタッフが見つかった場合、直ちに報告し、関連要求に基づいて適切に対応している。機関内にその他の伝染病の罹患者が見つかった場合、規定の期限内にネットワークを通じての直接報告又は衛生健康行政部門が指定する衛生防疫機関への報告により感染症の発生・流行を伝え、規定に基づいて適切に感染症の発生・流行に対する対応を行っている。		

医療・介護融合機関サービスの質向上行動総括 報告表

記入・報告部門(署名・捺印): _____ 省(区・市)衛生健康委員会

記入者: _____ 電話番号: _____ 記入日: ____年__月__日

番号	内 容	数 量			
一 医療・介護融合機関(以下、「機関」と略称)の情報					
1	管轄区域内の機関の数				
2	管轄区域内の機関の医療ベッド総数				
3	管轄区域内の機関の在宅医療ベッド総数				
4	自主検査を展開している機関の数				
5	省レベルで実地抜き打ち検査を行った機関の数				
二 検査内容		自主検査を行った機関のうち		抜き打ち検査対象機関のうち	
		問題がある	すでに是正	問題がある	すでに是正
1	医療機関開設資格を備えている。				
2	衛生専門技術者は相応の就業資格を持ち、就業範囲の中で勤務にあたっている。				
3	医療クオリティー安全管理に関する各基本制度を実施している。				
4	薬品の購入、保管、調剤、応用は基準に達している。				
5	専任者を明確にし、機関内感染のコントロールの任に当たらせ、機関内感染を防止する各措置を実施している。				
6	医療スタッフ手指衛生規範の要求に適合している。				

7	高齢者の健康管理は科学的かつ規範化されており、高齢者のⅡ度(ステージⅡ)以上の褥瘡の機関内の新規発生率は5%未満である。				
8	医師の指示、処方合格率は95%以上、カルテ記録の合格率は100%である。				
9	医療・介護融合サービス関連基準・規範要求に適合しており、サービスの連携は秩序立てられたものであり、厳格に医療・衛生機関の入出所基準に基づいて転換を行っている。				
10	新型コロナウイルス感染症による肺炎の発生・流行予防及び伝染病予防に関する各要求を実施し、制度を構築し、責任区分を明確にしている。				

存在する問題:

- 一 基本 requirement 方面
- 二 制度実施方面
- 三 サービス実施方面
- 四 機関の管理及びサービス能力の向上方面
- 五 情報化構築方面
- 六 感染症及び伝染病の発生・流行予防の常態化方面

是正状況:

- 一 基本 requirement 方面
- 二 制度実施方面
- 三 サービス実施方面
- 四 機関の管理及びサービス能力の向上方面
- 五 情報化構築方面
- 六 感染症及び伝染病の発生・流行予防の常態化方面

注:データは2021年1月31日時点のものとする。